昭和35年11月28日第3種郵便物認可

令和元年(2019年)　第2135号

改善基準の対応でお困りですか？
タッチパネルで簡単！
運行・労務管理
ロジこんぱすがオススメです！
☎ 050-3818-1758
株式会社 システック https://systec2000.com

Japan Trucking Association

広報 とらっく

創刊 昭和28（1953）年2月

7月15日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館
☎ (03) 3354-1029（総務部広報室）
http://www.jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
（会員の購読料は会費に含みます）

全ト協会員専用ページのパスワード ～8/14　1503、8/15～9/14　9371

坂本克己会長2期目本格スタート

「進化する業界」実現に向け果敢に取り組む

新たな未来を切り拓く「事業法改正」「重要物流道路の充実」

坂本 克己　全日本トラック協会会長

6月27日に開催された全日本トラック協会第95回通常総会および第181回理事会において、会長に再任された坂本克己会長。続いて7月11日に開催された第220回常任理事会・第182回理事会合同会議では役員人事が決定し、坂本会長の2期目が本格的にスタートした。

平成29年に会長に就任した坂本会長は、昨年12月には貨物自動車運送事業法の一部改正を成し遂げるなど、様々な施策を強力に推進し、「トラックドライバーの働き方改革」の実現に全力を注いできた。7月11日に実施した記者懇談会で、坂本会長は、「次世代にふさわしいトラック運送業界の『進化』を実現させたい」と、2期目への抱負を力強く語った。

第220回常任理事会・第182回理事会（詳細別掲）終了後に開催された記者懇談会では、坂本会長は会場に参集した業界専門紙の記者を前に、「先に開催した通常総会では、2期目を迎えるにあたって、トラック運送業界が新時代にふさわしい姿に進化できるよう、会員事業者の皆様と懸命に取り組んでまいりたい」と述べた上で、「『国家、社会、地域への貢献』という理念を根底に置きながら、トラック輸送の現場で汗をかいていらっしゃるトラックドライバーの皆様のために、この業界を次世代にふさわしい姿へと進化させていきたい」と重ねて述べた。

また、同日に決定した全ト協新執行部に関しては、「業界の進化に向けて一緒に汗をかいていただきたい。このほど決定した役員体制は、重厚でありながら活発的に業界の課題に対応できる体制となった」と、新執行部への期待を述べた。

さらに、昨年12月の事業法改正について記者から問われると、坂本会長は「事業法改正は規制の再強化ではなく、次世代に向けての進化である。適正かつ公正な競争環境を担保しながら、新しい時代を見据えて、我々業界が先陣を切って市場の変化に対応していくことが必要である」と、事業法改正の意義を力説した。

最後に、坂本会長は会員運送事業者に対して、「次世代に向けた進化を実現すべく、会員事業者の皆様がそれぞれ市場の変化を見極め、創意と工夫をもって物流の制度や仕組みを改革していくことが大事である。日本の新しい物流の姿を追い求めていくための事業法改正が実現できたのも、各地で頑張っていらっしゃる会員事業者の皆様のおかげであり、心から感謝を申し上げたい」と、会員事業者への謝意を表明した。

坂本会長2期目の役員人事が決定

第220回常任理事会・第182回理事会合同会議

第220回常任理事会・第182回理事会合同会議（7月11日、第一ホテル東京）

全日本トラック協会は7月11日、第220回常任理事会・第182回理事会合同会議を開催した。

坂本克己会長によるあいさつの後、議事として、①副会長の選定、②会員の入退会、③盛岡トラックステーションの売却―が審議され、原案通り承認された。

副会長候補者の選定では、同日に開催された役員選考委員会において決定した推薦案を小丸成洋役員選考委員長が説明。小林幹愛氏（茨城県トラック協会会長）、田口義隆氏（岐阜県トラック協会会長）、田中亨氏（滋賀県トラック協会会長）、粟飯原一平氏（徳島県トラック協会会長）、馬渡雅敏氏（佐賀県トラック協会会長）が副会長に選任された。これにより、坂本会長2期目の役員人事が出揃った（詳細別項）。

なお、坂本会長のあいさつに先立ち、この7月の国土交通省の人事異動により新たに着任した一見勝之自動車局長、瓦林康人公共交通・物流政策審議官、伊地知英己自動車局貨物課長が着任あいさつを行った（関連3面）。

新執行部一覧

会長
坂本（さかもと）　克己（かつみ）
大阪運輸倉庫㈱会長

副会長

工藤（くどう）　修二（しゅうじ）
㈱トッキュウ会長

須藤（すどう）　弘三（ひろみ）
カネフジ運輸㈱会長

小林（こばやし）　幹愛（みきよし）
五光物流㈱会長

浅井（あさい）　隆（たかし）
㈱浅井社長

小林（こばやし）　和男（かずお）
中越運送㈱会長

田口（たぐち）　義隆（よしたか）
セイノーホールディングス㈱社長

寺岡（てらおか）　洋一（よういち）
由良陸運㈱社長

田中（たなか）　亨（すすむ）
㈱滋賀ユニック社長

辻（つじ）　卓史（たかし）
鴻池運輸㈱会長

小丸（こまる）　成洋（しげひろ）
福山通運㈱社長

粟飯原（あいはら）　一平（いっぺい）
東海運㈱会長

眞鍋（まなべ）　博俊（ひろとし）
㈱博運社会長

理事長

馬渡（まわたり）　雅敏（まさとし）
松浦通運㈱社長

竹津（たけつ）　久雄（ひさお）
日本通運㈱副社長

桝野（ますの）　龍二（りゅうじ）

常務理事
・山崎（やまざき）　薫（かおる）
・松崎（まつざき）　宏則（ひろのり）
・藤原（ふじわら）　利雄（としお）

全ト協副会長の担務一覧

全日本トラック協会は副会長の常任委員会等の担務を次の通り決定した。

（敬称略）

常任委員会等	
委員会名	委員長
総務委員会	辻　卓史
適正化事業委員会	須藤　弘三
税制委員会	浅井　隆
物流政策委員会	馬渡　雅敏
広報委員会	小林　和男
環境対策委員会	眞鍋　博俊
交通対策委員会	工藤　修二
労働安全・衛生委員会	寺岡　洋一
経営改善・情報化委員会	田中　亨
施設事業委員会	小林　幹愛
物流ネットワーク委員会	竹津　久雄
	粟飯原一平
	田口　義隆

役員選考委員会	小丸　成洋

軽油価格情報

全国平均価格：円／リットル（消費税抜き）
▶全日本トラック協会調べ

年　月	スタンド	ローリー	カード
平成31年 3月	106.82	97.33	105.10
平成31年 4月	108.23	100.10	106.31
令和元年 5月	109.74	101.21	107.80

交通事故統計

令和元年5月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（ ）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

事業用貨物自動車の死亡事故件数					全国の死亡事故件数	交通事故死者数（人）	
大型	中型	準中型	普通	計		5月31日現在	7月15日現在
49（−1）	24（+2）	10（−9）	2（±0）	85（−8）	1,186（−149）	1,212（−156）	1,518（−207）

コラムラインナップ

トラック運送事業者のための経営のヒント【エンドユーザーこそが「真荷主」】／食の新旧街道を行く【「郷土の味②」「成鶏のうま味、高浜のとりめし」】…７面

● 信頼の実績
ハイブリッドタイプ
営業倉庫として現在活躍中の、スタンダードなハイブリッドフレックスハウス。

● 要望に応えて新登場！
ハーフハイブリッドタイプ
コストを抑えた、ハーフハイブリッドもラインナップに加わりました。

● 多用途展開に対応可能
クレーン付きタイプ
大型クレーンの設置により、作業効率がアップ。

Maxmax 建築事業統括本部
環境改善貢献企業
太陽工業株式会社
http://www.tentsouko.com/

東京本社
〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-33-16 tel：03-3714-3317
大阪本社
〒532-0012 大阪市淀川区木川東4-8-4 tel：06-6306-3085

仙台 tel：022-227-1364／さいたま tel：048-667-7651／千葉 tel：043-243-4770
浜松 tel：053-413-3737／名古屋 tel：052-541-5115／広島 tel：082-261-1251
北九州 tel：093-541-3901
一級建築士事務所／特定建設業者大臣許可(特-28)第381号／(一社)日本膜構造協会正会員

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

全ト協

全国共通テレビCM素材・「トラックの日」ポスターを選定

第66回広報委員会

7月3日、第66回広報委員会（小林和男委員長）が開催された。

議事では、令和元年度広報事業の進捗状況や「トラックの日」全国統一広報事業などについて報告。元年度の全国共通テレビCM素材および「トラックの日」ポスターを選定したほか、人材確保対策DVD（別掲）の制作などについて報告した。

また、元年度「トラックの日」イベントについては、10月13日に開催される山口県トラック協会の「トラックの日」イベントを視察し、前日の12日に第67回広報委員会を開催することとした。

第66回広報委員会（7月3日、全ト協）

DVD『TRUCK DRIVER'S LIVE』を制作

全日本トラック協会は、6月30日に全ト協YouTubeサイト「JTA video」、翌7月1日には全ト協ホームページに、トラック運送業界の人材確保対策DVD『TRUCK DRIVER'S LIVE』の映像を掲載した。

同DVDでは、トラック運送業界に関する豆知識や、若手ドライバーへのインタビューなどを交え、トラックドライバーの仕事を分かりやすく解説している。

新部会長に三村文雄氏

第74回鉄鋼部会

第74回鉄鋼部会が7月2日に宮城県塩釜市で開催され、平成30年度事業報告・令和元年度事業計画の両案等について審議・承認した。

任期満了に伴う役員改選については、瀬尾君雄部会長が今季限りで退任し、副部会長として再任。新部会長には共立輸送㈱（東京）の三村文雄顧問が就任した。新副部会長には、日鉄物流㈱（同）の姫崎晃宏陸運企画管理部担当部長、三陸運輸㈱（同）の髙城崇充専務取締役、青葉運輸㈱（愛知）の浦一男代表取締役が選任された。

あいさつする三村新部会長（7月2日、ホテルグランドパレス塩釜）

令和元年度の施策としては、①荷主団体と連携した関係法令に関する諸課題改善の推進、②鋼材輸送に関する安全対策の推進――など4項目を掲げ、諸活動を展開する。

②では、安全に関する取り組み事例を部会員間で共有化して安全対策を推進することを目的に、令和2年2月18日(火)に、東京都トラック協会鉄鋼専門部会との共催で「トレーラの安全対策フォーラム」を開催することとした。

議事終了後には、国土交通省自動車局安全政策課の小田秀人専門官が「事業用自動車の安全対策について」をテーマに講演した。

役員7人の新体制で女性活躍促進に向け邁進

女性部会

7月3日、女性部会（原玲子部会長）の令和元年度「全国代表者協議会」が開催された。

議事冒頭では、女性部会規約の一部改正および任期満了に伴う役員の選任について審議・承認。役員を、①北海道②東北③関東④中部・北陸信越⑤近畿⑥四国・中国⑦九州――の7ブロックの代表者によって構成（部会長1人、副部会長6人）することとし、原玲子部会長（東京／関東代表）、高田登志江副部会長（宮城／東北代表）、竹市五倫副部会長（愛知／中部・北陸信越代表）を再任するとともに、新副部会長に垂石勝美氏（北海道／同代表）、櫻井典子氏（兵庫／近畿代表）、岡佐智代氏（香川／四国・中国代表）、永山美由紀氏（福岡／九州代表）を選任した。

議事では、30年度事業報告（案）や令和元年度事業計画（案）、年間行事予定、全国研修会等について審議・承認。

事業計画では、女性従業員の雇用・活躍状況、女性を雇用する上での課題等を把握するため、都道府県トラック協会の女性組織に所属する事業者を対象として、「トラック運送業界における女性活躍の実態に関するアンケート調査」を今年度中に実施し、トラック運送業界における女性活躍促進のための提言を取りまとめる予定。

また、9月13日には、昨年度に引き続き「全国研修会」を東京都港区の明治記念館で開催することとした。

議事終了後の研修会では、全日本トラック協会の松崎宏則常務理事が「トラック運送業界の現状と課題について」をテーマに講演を行った。

女性部会全国代表者協議会（7月3日、全ト協）

求車登録件数減少も運賃指数は前年同月比6ポイント増

WebKIT成約運賃指数

令和元年6月分

日本貨物運送協同組合連合会と全日本トラック協会は7月2日、令和元年6月分の求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数を発表した。

同月の運賃指数は、前月比4ポイント減、前年同月比6ポイント増の124で、調査を開始した平成22年度以降、6月の数値としては最高値を記録。

同月末の求車登録件数は、9万4417件と、前年同月比1万7266件減（15・5％減）で、成約率は23・3％となり、同3・3ポイント上昇した。

重大事故防止に向け適切な運行管理実施を

国交省「ICT活用ガイドブック」活用呼びかけ

全日本トラック協会は7月4日、都道府県トラック協会長宛てに文書「『重大事故の防止に向けた適切な運行管理の実施』について」を発出した。

これは、国土交通省が6月28日、全ト協に対し同タイトルの協力要請を行ったことを受けてのもの。

全ト協では、過労運転等による重大事故の発生に繋がる運転者の長時間労働の是正に向け、トラック運送事業者における適切な運行管理等に役立てるため、国交省が作成した「適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブック」（本紙7月1日号既報）を活用し、事故防止に取り組むよう会員事業者への周知徹底を図っている。

特車通行許可簡素化に向け引き続き要請活動展開

第61回海上コンテナ部会

第61回海上コンテナ部会（7月4日、神戸ベイシェラトンホテル）

7月4日、第61回海上コンテナ部会（藤木幸二部会長）が兵庫県神戸市で開催され、平成30年度事業報告（案）、令和元年度事業計画（案）等について審議し、いずれも原案通り承認した。

また、任期満了に伴う役員の一部改選として、国際コンテナ輸送㈱（東京）の町克朗取締役が新副部会長に選任された。

元年度事業計画では、施策として、①安全対策の推進、②特殊車両通行許可制度の改善に向けた活動――などを掲げた。

②では、部会員から要望の多い、特殊車両通行許可申請に関わる審査期間の短縮や、審査方法の簡素化（トレーラ型式申請での許可、許可実績のある経路についての審査の緩和等）について、引き続き要請を行っていくこととした。

議事終了後に行われた研修会では、国土交通省道路局道路交通管理課の中見大志車両通行対策室長が「特殊車両通行許可制度について」をテーマに講演を行った。

引越安心マークのさらなる普及・認知度向上めざす

第47回引越部会

7月10日、第47回引越部会（松橋謙一部会長）が愛知県名古屋市で開催された。議事では、平成30年度事業報告（案）や2019年度事業計画（案）について審議・承認した。

第47回引越部会（7月10日、名鉄グランドホテル）

2019年度事業計画では、引越事業者優良認定制度の事業者への普及と消費者認知度の向上を筆頭に6施策を推進する。

議事終了後には、研修会として、㈱日通総合研究所の大島弘明取締役による講演「トラック運送業界の現状と今後の動向について」が行われた。

全ト協行事予定

（7月15日～8月5日）

▽7月18日
・全国専務理事業務連絡会議
▽7月24日
・第13回経営改善・情報化委員会
▽7月29日
・第40回食料品部会

【おことわり】次号は、編集上の都合により8月5日号として発行いたします。　広報室

東北道で最長45キロメートルの渋滞を予測

お盆期間の高速道路渋滞予測

東日本高速道路（NEXCO東日本）、中日本高速道路（NEXCO中日本）、西日本高速道路（NEXCO西日本）、本州四国連絡高速道路（JB本四高速）の各高速道路会社と（公財）日本道路交通情報センターは7月10日、お盆期間（令和元年8月8日(木)～8月18日(日)の11日間）の高速道路での交通集中による渋滞予測を取りまとめ、発表した。

それによると、図の通り、下り線では8月10日(土)～12日(月)に10キロメートル以上の渋滞発生が多くなると予測されており、上り線では8月14日(水)～15日(木)に10キロメートル以上の渋滞発生が多くなると予測されている。また、高速道路各社における、特に長い渋滞発生予測は表のようになっており、東北自動車道では上り線の上河内サービスエリア（栃木県宇都宮市）付近で、8月14日(水)17時頃に最長45キロメートルの渋滞を見込んでいる。

高速道路各社と日本道路交通情報センターでは、高速道路の分散利用や、最新の道路交通情報の確認・活用を呼びかけている。

図 ≪10km以上の渋滞予測回数≫　上下線の合計　520回(8/8～8/18)

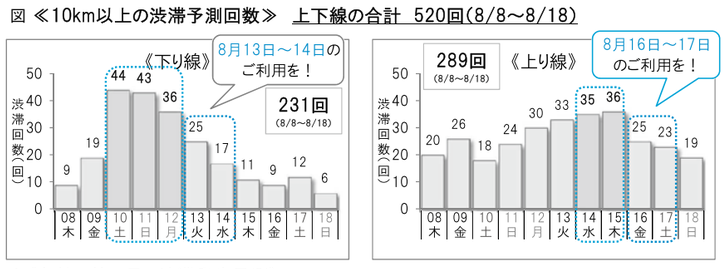

表《各社の特に長い渋滞発生予測》　IC:インターチェンジ、JCT:ジャンクション、SA:サービスエリア、TN:トンネル

会社区分	上下線	道路名	渋滞ピーク日時	ピーク時渋滞長	渋滞発生箇所
東日本	下り線	E17関越自動車道	8月11日(日)　8時頃	40km	東松山IC付近
	上り線	E4東北自動車道	8月14日(水) 17時頃	45km	上河内SA付近
中日本	下り線	E20中央自動車道	8月10日(土)　5時頃	40km	相模湖IC付近
		E1東名高速道路	8月10日(土)　6時頃	40km	秦野中井IC付近
	上り線	E1東名高速道路	8月17日(土) 17時頃	35km	大和TN付近
西日本・本四	下り線	E3九州自動車道	8月10日(土) 10時頃	30km	筑紫野IC付近
	上り線	E1名神高速道路	8月10日(土)　9時頃	40km	草津JCT付近

〔第88回〕

高速道路の渋滞に注意!!

高速道路における多発事故パターンの一つに、渋滞で停止している車両への追突事故があります。今月の初めにも、中央自動車道で停止していたトラックに乗用車が追突し、2人が死亡するという事故が発生しています。この事故ではトラックは追突された側ですが、トラックが追突するという事故も毎年のように発生しており、多くの場合、死亡事故に繋がっています。まもなく学校は夏休みに入り、行楽シーズンが始まります。高速道路の通行量も増えることが予想されますから、常にも増して渋滞には注意が必要です。

●早めに渋滞の情報を把握する

Aさん「渋滞が発生する原因としては、事故や道路工事、故障車などによる車線規制があるけど、まずは、こうした情報を電光掲示板や標識、看板などで早めに把握する必要がある」

Bさん「ただ、『○キロ先渋滞』とか『○キロ先道路工事・右に寄れ』などの情報を把握しても、まだ先のことだと考えて漫然と運転するドライバーもいるね」

Aさん「そうなんだ。せっかくの情報も、それが運転に活かされなければ、何の役にも立たない」

Bさん「渋滞の情報を把握したら、前方の状況をしっかり見て早めに渋滞を発見し、余裕を持って減速・停止をする、この習慣を身につけないとね」

●自然渋滞が発生しやすい場所を知る

Aさん「事故や道路工事などのはっきりとした原因がなくても渋滞が発生することがよくあるね」

Bさん「交通の集中による自然渋滞ってやつだね」

Aさん「いろいろな研究によると、交通の集中による自然渋滞が最も発生しやすいのは、上り坂やサグ部といわれる場所だそうだ」

Bさん「サグ部ってどういう場所なんだ」

Aさん「下り坂から上り坂にさしかかる場所のことをいうそうだ。そういう場所では、気づかないうちにスピードが落ちてしまう車がある。そうすると後続車との車間距離が縮まることから、後続車もスピードを落とす。同じようなことが次々に後続車に起こるために渋滞が発生するといわれている」

Bさん「トンネルの入口付近も渋滞しやすいと言われているけど、それも同じかな」

Aさん「そうだよ。トンネルは暗いし圧迫感があるから、スピードを落とす車が多い。そうなると、後続車もスピードを落とす。その連鎖で渋滞になる」

Bさん「交通の教則でも、『高速でトンネルに入ると、視力が急激に低下するので、あらかじめ手前で速度を落としましょう』と書かれているしね」

Aさん「だから、事故や道路工事がない場合でも、上り坂やサグ部、トンネルの入口付近では渋滞が発生しているかもしれないと考えて、特に注意して前方の交通状況を確認しないとね」

●特に夜間の渋滞は要注意

Aさん「それと、夜間の高速道路の渋滞は特に注意が必要だね。夜間の高速道路は暗いから前方の状況を把握するのが遅れがちになるし、渋滞の最後尾で停止する車がハザードランプを点けていない場合には、走行している車だと勘違いしてしまうこともあるからね」

Bさん「確かに、渋滞で停止するときにハザードランプを点けていない車もけっこういるよね」

Aさん「行楽シーズンになると、高速道路に慣れていない、いわゆるサンデードライバーも増えるから、その点も頭に入れておかないと」

Bさん「夜間の高速道路は、速度感が鈍ってスピードを出し過ぎる傾向があるといわれている。スピードを出し過ぎていて、そのうえ渋滞の発見が遅れたら、それこそ命取りだからね」

Aさん「それでなくても、夜間は眠気に襲われたり疲れなどで集中力が低下して漫然運転になりやすい。だから、スピードを出しすぎていないかどうかを速度計でチェックするのはもちろんだけど、情報板などで渋滞を把握したときや上り坂やサグ部、トンネルのある場所では、渋滞しているかもしれないと予測して運転することが大切なんだ。そうすれば集中力も生まれてくるし、とても漫然運転なんかできないよ」

TS（トラックステーション）情報

浴室・女性用コインシャワーを一時休業

大阪トラックステーション

大阪TSは、7月19日(金)9時～17時（予定）の間、浴室と女性用コインシャワーを工事のため一時休業する。

労務Q&A

第185回

複数月平均80時間以内は協定しなくてよいか

改正された特別条項付きの36協定についてお尋ねします。前回の解説では、限度時間を超える場合の月100時間未満（休日労働を含む）と年720時間以内の規制は協定時間として取り上げられていました。しかし、もう一つの「複数月平均80時間以内」の時間外規制についてはまったく触れられていませんでした。そうすると、同規制は特別条項ではないということですか。また、罰則についてはどうなるのでしょうか。

Q

A 実際に時間外・休日労働をさせる場合の規制

【解説】今回の働き方改革関連法による労働基準法第36条の改正では、時間外労働の規制について、36協定あるいはその特別条項付きの協定により締結し、遵守しなければならない時間数と、それとは別に、実際に時間外・休日労働を行わせる場合に超えてはならない時間数の二つが設けられており、ご質問の時間外規制は後者に属するものです。

実務的には、いずれも遵守しなければならないという点では変わりがないため、皆さんもあまり細かく気にかけておられないようですが、厳密には根拠条文がそれぞれ異なっていますので、そのあたりについて簡単にご説明します。

まず、時間外労働の上限規制として、月45時間かつ年360時間以内という原則的な限度時間が示されていますが（改正労基法第36条第4項）、これらは同第36条第2項第4号により、1日に延長して労働させることができる時間とあわせ協定することが求められています。さらに、この限度時間を超えて労働させることができる時間として、年6回を限度に限度時間を含め月100時間未満（休日労働を含む）、年720時間以内とされていますが、こちらは特別条項として協定しなければなりません（同第36条第5項）。

一方、前記の協定時間とは別に、使用者が実際に労働者に時間外・休日労働を行わせる場合に守らなければならないものとして、①月100時間未満（休日労働を含む）、②複数月（2～6か月）で平均80時間以内（休日労働を含む）――という時間外規制があります（同第36条第6項）。このうち、①の「月100時間未満」は協定事項と重複するかたちとなっており、二重の規制がかけられています。②の「複数月」の方は、合計すれば2か月160時間以内、3か月240時間以内、4か月320時間以内、5か月400時間以内、6か月480時間以内という規制になります。なお、他にもう一つ、坑内労働等の有害な業務について、1日2時間以内という時間外規制がありますので、念のため。

次に罰則についてですが、第一に、36協定あるいは特別条項付き協定により締結した時間数を超えて時間外労働をさせれば、協定により生じたいわゆる時間外労働の免罰効果がなくなり、労基法第32条違反になってしまうという点は改正前と変わりません。しかし、改正前と大きく違うのは、たとえ協定時間を守っていても、同第36条第6項の時間をオーバーすれば法違反とされ、こちらでも罰則が適用されてしまうということです。いずれの場合も、改正労基法第119条第1号により、「6か月以下の懲役または30万円以下の罰金」となります。特に、単月100時間未満については二重に規制されている点に留意が必要です。

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

国交省　車両動態管理システム等の導入補助を開始

1次公募受付7月24日～8月6日

国土交通省は7月3日、経済産業省資源エネルギー庁との連携事業として、「トラック輸送における省エネ化推進事業（車両動態管理システム等の導入支援による実証）」を実施すると発表した。

これは、荷主との連携を要件として、トラック事業者の「車両動態管理システムの導入」および「予約受付システム等の導入」を支援し、当該システムを活用したトラック事業者と荷主との連携による輸送の効率化を実証することを目的としたもの。

車両動態管理システムの導入については、昨年度の「デジタルタコグラフ導入型」に加えて、「デジタコの導入なし」または既存所有のデジタコの利用が可能な「GPS車載器導入型」も対象となる。

なお、補助要件として、導入した車両動態管理システムまたは予約受付システム等を活用した荷主とトラック事業者の連携による省エネへの取り組みを実施し、取り組みの自己評価を同事業の執行団体（パシフィックコンサルタンツ㈱）に報告する必要がある。

表　申請受付期間と公募予算額

	申請受付期間（消印有効）	公募予算額※（合計約39.5億円）
1次公募	7月24日（水）～8月6日（火）	約25億円
2次公募	8月7日（水）～8月20日（火）	約10億円
3次公募	8月21日（水）～9月3日（火）	約4.5億円

※公募予算額は、車両動態管理システムおよび予約受付システム等の総額とする。
ただし、車両動態管理システムのうちGPS車載器導入型の予算額は1億円程度とする。
※残予算があった場合については、各回の次の公募に加えることとする。

申請受付期間、公募予算額は表の通り。

なお、今号の『広報とらっく』に、同事業の案内を折り込んでいる。

新たに3か所の道の駅が高速道路からの一時退出可能に　「賢い料金」実証実験

国土交通省は6月28日、道の駅を対象に、高速道路からの一時退出を可能とする実証実験「賢い料金」に関して、新たに適用となる道の駅3か所を発表した。

我が国の高速道路においては、サービスエリア（SA）やパーキングエリア（PA）といった休憩施設同士の間隔が、概ね25キロメートル以上離れている空白区間が約100区間存在している。この空白区間を半減させることを目指し、全国20か所の道の駅を対象に「賢い料金」を実施してきた。

このたび追加される道の駅は、平成29年9月以降に開駅となった以下の3か所となる。

道の駅「木更津うまくたの里」（千葉県・29年10月開駅）、道の駅「みまの里」（徳島県・30年6月開駅）、道の駅「人吉」（熊本県・令和元年8月開駅予定）。

なお、各箇所における実験開始時期は改めて発表される。

心臓・大血管疾患対策ガイドラインを策定　今号に概要版を折込

国土交通省は7月5日、自動車運送事業者における運転者の心臓健診受診等を促進し、健康起因事故の防止を図るため、心臓疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や、取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」（写真）を策定した。

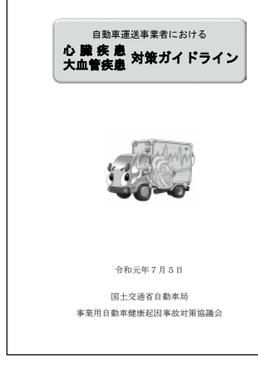

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加する中で、心臓疾患は脳血管疾患と並んで最も多く、また、大動脈瘤等の大血管疾患による運転者への影響も考えられることから、事業用自動車の運転者に関する心臓疾患・大血管疾患対策が求められている。

このため、国交省では、産官学の幅広い関係者で構成する「健康起因事故対策協議会」での議論を受けて、同ガイドラインおよび同ガイドラインの普及を図るための概要版を作成したもの。

全ト協では、自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患に係る検査の受診や治療の必要性について理解の浸透および自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、心臓疾患・大血管疾患による事故防止を図るため、同ガイドラインおよび概要版の活用を呼びかけており、概要版を今号の『広報とらっく』に折り込んでいる。

なお、心臓疾患・大血管疾患に対する代表的なスクリーニング検査のうち、「運動負荷心電図検査」、「頸動脈超音波検査」については、無料の労災二次健康診断で受診することができる（一定の要件あり）。

重要物流道路約3万キロメートルで要件を満たした国際海上コンテナ車の特車許可が不要に　7月31日から

国土交通省は7月3日、重要物流道路における国際海上コンテナ車（40フィート背高）特殊車両通行許可不要区間の詳細について取りまとめ、発表した。

平成30年3月に重要物流道路制度が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつある。こうしたことを受け、今年3月には車両制限令を改正。道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（同）の特殊車両通行許可を不要とする措置を創設した。

今回、特車許可不要区間とされたのは、重要物流道路（約3万5000キロメートル）のうち、高速道路約1万2200キロメートル、直轄国道約1万5000キロメートル、地方管理道路（拠点へのラストマイル等）約2800キロメートルの合計約3万キロメートル。①国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行、②ETC2・0車載器の搭載および登録――といった要件を満たした車両については、特車許可が不要となる。

なお、運用開始日は、各道路管理者による指定の後、今年7月31日を予定している。

道路の耐災害性強化に向けた施策を提言　地震・豪雨などの大災害に備えるために

国土交通省は7月9日、災害時に生命線となる道路について、近年の大災害から得られた教訓と今後講ずべき施策の検討を行ってきた「道路の耐災害性強化に向けた有識者会議」において、道路の耐災害性強化に向けた提言を取りまとめ、公表した。

近年、熊本地震（平成28年4月）などといった大地震や、平成30年7月豪雨をはじめとする集中的な豪雨・豪雪による甚大な被害が発生しており、今後も首都直下地震や南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予想されている。こうしたことなどから、災害時に生命線となる道路について、近年の大災害から得られた教訓と今後講ずるべき施策を緊急的に取りまとめた。

本提言では、耐災害性強化のための施策として、①「発災後の統括的交通マネジメント」実施体制の制度化、②非常時における柔軟な車線運用のメニュー化と共有、③災害に配慮した道路構造令等の見直し、④道路ネットワークの耐災害性評価手法の充実と沿道リスクアセスメント制度の導入、⑤迅速な復旧に向けたトレーニング強化、⑥徒歩避難が困難な場合の避難手段の検討――を提言している。

国交省では、本提言に盛り込まれた新たな取り組みの実施に向けて、検討を進めていく。

法令○×クイズ　～合図編～

❶ 右左折するときは、右左折しようとする地点から50メートル手前の地点に達したときに合図をしなければならない。（○・×）

❷ 進路変更をするときは、進路変更しようとする地点の30メートル手前の地点に達したときに合図をしなければならない。（○・×）

❸ 転回するときは、転回しようとするときの3秒前に合図をしなければならない。（○・×）

❹ 停止や徐行をするときには合図をする必要はない。（○・×）

❺ 右左折や進路変更等で合図をしたときは、それらの行為が終わるまで合図を継続しなければならない。（○・×）

（解答は7面）

事務次官に藤田氏、自動車局長に一見氏　国交省幹部人事を発令

国土交通省は7月9日付で、一連の幹部人事を発令した。

森昌文国土交通事務次官が辞職し、後任の次官には藤田耕三氏が就任した。また、奥田哲也自動車局長が辞職し、後任の自動車局長には一見勝之氏が就任した。

藤田　耕三
事務次官

一見　勝之
自動車局長

貨物課長に伊地知氏

トラック運送事業を直接担当する貨物課長は、同日付で前任の平嶋隆司氏が航空局総務課長となり、後任には伊地知英己観光庁国際観光部国際観光課長が着任した。

瓦林　康人
公共交通・物流政策審議官

伊地知　英己
貨物課長

公共交通・物流政策審議官　7月1日付で新設

なお、7月1日付で、それまでの物流審議官に代わり、公共交通や物流の効果的な連携体制の整備を受け持つ「大臣官房公共交通・物流政策審議官」を新設。瓦林康人氏が公共交通・物流政策審議官に就任した。

〈略歴〉

▽藤田耕三（ふじた・こうぞう）氏　昭和34年生まれ、大分県出身。東京大学法学部卒業。同57年旧運輸省入省。鉄道局長、総合政策局長、大臣官房長、国土交通審議官を歴任。

▽一見勝之（いちみ・かつゆき）氏　昭和38年生まれ、三重県出身。東京大学法学部卒業。同61年旧運輸省入省。海上保安庁総務部長、総合政策局次長、海上保安庁次長を歴任。

▽瓦林康人（かわらばやし・やすと）氏　昭和40年生まれ、東京都出身。東京大学法学部卒業。昭和62年旧運輸省入省。自動車局旅客課長、大臣官房会計課長、大臣官房総括審議官を歴任。

▽伊地知英己（いぢち・ひでき）氏　昭和44年生まれ、神奈川県出身。東京大学法学部卒業。平成6年旧運輸省入省。外務省在中華人民共和国日本国大使館一等書記官、大臣官房広報課広報企画官、九州運輸局観光部長、観光庁国際観光課長を歴任。

経産省　「中小企業強靭化法」7月16日に施行　事業継続力の強化等を図る

経済産業省は7月9日、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（中小企業強靭化法）が7月16日に施行されると発表した。

自然災害の頻発化や経営者の高齢化によって、多くの中小企業では事業活動の継続が危ぶまれている。こうした状況を踏まえ、同法では中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継の促進を図っていく。

同法の概要は次の通り。

①中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化（事業継続力強化に関する「基本方針」の策定／中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講ずる／商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援）、②中小企業の経営の承継の円滑化、③その他（関係者の関与による基盤強化等）。

7月9日に、第198回通常国会において成立した同法を施行するための関係法令が閣議決定された。それにより、同法は7月12日に公布、7月16日に施行されることとなった。

中企庁　事業承継等を行う事業者に対し補助を実施　申請締切7月26日㈮

中小企業庁は7月5日㈮～26日㈮の期間、平成30年度「第2次補正予算事業承継補助金」の2次公募の申請を受け付けている。

同補助金は、事業承継、事業再編・統合を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業者等に対して、その新たな取り組みに要する経費の一部を補助するもの。「後継者承継支援型」「事業再編・事業統合支援型」の2種類がある。

なお、応募に関する詳細は、中企庁ホームページの事業承継補助金事務局ホームページを参照のこと。

令和元年度優良事業者8月20日まで募集受付　グリーン物流パートナーシップ会議

経済産業省・国土交通省では、物流分野における環境負荷低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築に関し、特に顕著な功績があった取り組みに対し、大臣表彰・局長級表彰および特別賞の授与を行うため優良事業を募集しており、令和元年度の募集受付を7月1日㈪から開始している（締め切り：8月20日㈫必着、持込不可）。

対象は、荷主と物流事業者など複数事業者間のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じ、CO_2排出量削減等の環境負荷低減、物流の生産性向上等による、持続可能な物流体系の構築を実現した取り組み（1か月以上の実績があるもの）を行った事業者。

選考基準は、CO_2排出削減量・削減率、その他の環境負荷低減（CO_2以外の環境負荷物質の排出量、資源使用量の削減等）に資する効果、物流の生産性向上の度合い（労働力不足対策の効果、IoTの導入など革新的な技術の活用による効率化等）、政策的評価（取り組みの新規性、創造性、困難克服性、波及効果等）などを踏まえ、総合的に判断する。

結果公表は12月上旬を予定しており、12月中旬に開催される「グリーン物流パートナーシップ会議」内で表彰式を実施する。

応募方法等の詳細は、「グリーン物流パートナーシップ」ホームページを参照のこと。

厚労省　「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定　受動喫煙防止への組織的な対策を呼びかけ

厚生労働省はこのほど、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を取りまとめた。

職場における受動喫煙防止に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等により対策が進められてきたが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が今年1月24日より順次施行されている。これらの施行を踏まえ、事業者が実施すべき事項をガイドラインとして一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図っていく。

同ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の組織的な進め方として、①推進計画の策定、②担当部署の指定、③労働者の健康管理等、④標識の設置・維持管理、⑤意識の高揚および情報の収集・提供、⑥労働者の募集および求人の申込時の受動喫煙防止対策の明示――を挙げている。また、喫煙可能な場所における作業に関する措置として、①20歳未満の者の立入禁止、②20歳未満の者への受動喫煙防止措置、③20歳以上の労働者に対する配慮（勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫／喫煙専用室の清掃における配慮／業務車両内での喫煙時の配慮）――を挙げている。

厚労省では全日本トラック協会会員事業者に対して、同ガイドラインの周知徹底を呼びかけている。

なお、同ガイドラインは全ト協ホームページよりダウンロードが可能。

スパイラルフィルターで燃費は下げられる!!
「工場直売 だから安い!!」
「長持ち2倍 だからすごい!!」
吸気効率向上 ▶ 出力向上 ▶ 燃費削減
大手純正クオリティーを
ダイレクト販売

建機大手純正のメーカー工場直売品です。オイルエアー・燃料フィルタ全て1個からのご注文OKです
全車種対応
翌日納品

10万km走行も馬力が落ちない。＝燃費低減!!
一般品では7万kmでろ材のヨリが起こり出力低下!!

低燃費の秘密は…
フィルターの固定角度と間隔
特殊な密着防止技術でフィルター性能を100%引き出すことに成功。ロングライフによるコストダウンと吸気効率UPによる燃費削減効果で快適な運転を提供します。
愛車と燃費を守るため、研究を続けて65年
P.EYE ピーコックエレメント製造株式会社
Peacock Element Manufacturing Co.,ltd.
TEL 03-3458-0891 FAX 03-3472-0095
スパイラルフィルター　検索
info@pgf-japan.com
http://www.pgf-japan.com
本社：東京都品川区南品川4-15-4　国内拠点：札幌/苫小牧/仙台/北関東/長野/静岡/名古屋/大阪/神戸/九州　研究所：掛川工場　海外拠点：PGF深圳

中小トラック運送事業者における福利厚生特集

「福利厚生の充実」で魅力ある運送事業者に

第1回　中小企業にとっての福利厚生とは～中小機構「経営ハンドブック」より

ドライバー不足が顕著になっているトラック運送業界において、人材確保を実現させるためのツールのひとつとして、「従業員に対する福利厚生」を強化する運送事業者が増加傾向にある。企業が取り得る福利厚生施策は多岐にわたっており、近年では企業独特の導入事例も増えつつある。現在在籍している従業員の満足度向上にも繋がることから、福利厚生の充実化は従業員の離職防止にも効果が期待できる。

そこで、本特集では、従業員に対する福利厚生の充実化に取り組んでいる運送事業者を取材。取り組みを行った経緯や具体的な取り組み内容、福利厚生の充実化による効果などについてレポートしていく。

第1回目となる今回は、中小企業における福利厚生のあり方について、（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」の「経営ハンドブック」などをもとに紹介する。

1 福利厚生の役割
従業員の満足度向上に繋がる「福利厚生」

中小企業が、福利厚生施策を大企業並みに充実させることは困難である。しかし、企業の行う福利厚生施策は、「従業員に働きがいをもたせ、労働力を有効的に活用する」ことを目的としており、ひいてはその企業における労働者の募集・採用・定着など、「人材の確保」にも役立つ。それだけに、福利厚生施策の充実は、魅力ある企業を目指す中小企業にとって避けては通れない課題である。

2 福利厚生を取り巻く変化
「生活の安定」「生きがいの獲得」への関心高まる

【企業側の変化】

①これまでの量的拡大一辺倒の経営から、企業の創造性や独創性、社会的貢献や文化的活動を重視するなど、価値観に変化が生じている。

②企業の人件費総額（賃金、退職金、社会保険料、福利厚生費）が増加しており、特に、社会保険料の伸びが大きくなっている。

健康起因事故防止の観点から、社内に食堂を設けて身体にやさしい食事を提供する事業者もみられる（写真は全てイメージ）

ドライバーの健康維持・増進のため、事務所内にトレーニングジムを設置している

社内に保育園や託児所を設置し、子育て世代の従業員の「仕事と子育て」の両立を支援している

【従業員側の変化】

①高齢化が急速に進展し、退職後の生活への関心が高まっている。

②人々の生活は豊かになり、意識も「モノからココロ」へ移行し、生活のゆとりを強く志向するようになっている。その結果、特に、労働時間短縮や余暇への欲求が強くなっている。

③個人の欲求も多様化し、仕事での自己実現を求める者、家庭・社会での生活を重視する者などと分化が進んでいる。特に、生涯を見渡した生活の安定、生きがいの獲得への関心が強くなってきている。

④労働組合においても、賃金に対する要求中心から、福利厚生に対する要求重視へと、方針転換が試みられている。

3 福利厚生の方向性
従業員の欲求の変化に即した福利厚生施策の導入を

福利厚生のどこに重点を置くかは、各企業の考え方によっても異なるが、前述した変化を踏まえると図で示した点を考慮した施策の展開が考えられる。

図　福利厚生の施策展開の方向性

①高齢化や業務遂行からくるストレスを考慮した、予防重視の「健康づくり」
②ゆとり・豊かさ実現のための「土地、住宅関連施策」
…貸付枠の拡大、利子補給、不動産物件のあっせんなど
③生涯教育の視点に立った「自己啓発の支援策」
④少子化、高齢化を背景にした「育児、介護の関連施策」
⑤文化、体育、レクリエーション活動、保養所など「余暇活動への援助」

4 運送事業者における福利厚生制度の導入状況
小規模事業者でも福利厚生充実に取り組むところも

全日本トラック協会では、2018年度版「トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」の中で、トラック運送事業に携わる従業員の福利厚生等の実態を調査した。

同調査では、福利厚生施策について、「住宅制度」（社宅、持ち家支援制度、家賃補助など）、「給食制度」（食堂、食費補助など）、「子育て支援制度」（法令とは別の出産休暇、育児休業、託児所補助など）、「その他」（勤労者財形貯蓄、社員持株制度、保養所、各種資格取得の補助、法定を超える健康診断の受診、レクリエーションなど）の4種類に分類。従業員規模別に福利厚生制度導入の有無を調査したものである。

調査結果は、表の通りである。

全国平均でみると、住宅制度では、借り上げを含め「社宅を保有する」事業者は、特積47・8%、一般14・8%で、「家賃補助」は特積15・2%、一般12・9%となっている。

給食制度では、特積で「食堂あり」（23・9%）を含め「何らかの給食制度」を実施している事業者は36・9%、一般で「食堂あり」（3・7%）を含め「何らかの給食制度」を実施している事業者は19・8%となっている。

子育て支援制度では、「育児休業制度」がある事業者は特積80・4%、一般57・0%となっている。

その他の福利厚生制度では、「各種資格取得の補助」をしている事業者は特積82・6%、一般61・4%となり、「法定を超える健康診断の受診」を実施している事業者は特積10・9%、一般20・9%となっている。

調査結果からは、従業員数100人未満の運送事業者においても、様々な福利厚生制度を導入している事業者が少なくないことが見て取れる。

福利厚生施策の導入に際しては、会社の費用負担を懸念して、最終的に導入を見送る

ドライバーの生活費の軽減に繋がる、「社宅の保有」などの住宅制度に力を入れている事業者も少なくない

表　トラック運送事業者における福利厚生制度の導入状況（従業員規模別）

（出典：2018年度版「トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」、単位：%）

項目 ＼ 業種		特積					一般					合計
	規模	企業規模計	500人以上	300～499人	100～299人	99人以下	企業規模計	300人以上	100～299人	30～99人	29人以下	平均
住宅制度	社宅（借り上げを含む）	47.8	45.7	10.9	43.5	50.0	14.8	15.0	14.7	14.0	13.7	17.1
	持ち家支援制度	2.2	4.3	—	—	—	2.9	2.9	1.3	3.1	1.6	2.8
	家賃補助	15.2	15.2	—	8.7	17.4	12.9	13.0	12.7	12.4	11.3	13.0
	その他	2.2	4.3	—	—	—	4.5	4.3	4.5	4.0	4.7	4.3
	特になし	41.3	10.9	—	41.3	43.5	63.0	60.2	63.0	62.5	63.1	61.5
	無回答	4.3	—	—	—	6.5	7.6	7.7	6.9	7.4	7.6	7.3
給食制度	食堂	23.9	21.7	—	—	26.1	3.7	3.9	3.1	3.7	3.2	5.1
	食費補助	13.0	13.0	—	—	15.2	16.1	6.9	15.6	16.3	16.1	15.9
	その他	—	—	—	—	—	1.6	1.4	1.8	1.6	—	1.5
	特になし	60.9	63.0	13.0	58.7	60.9	69.4	69.2	69.4	68.9	69.6	68.8
	無回答	8.7	—	—	10.9	8.7	11.0	11.1	9.5	10.1	10.8	10.8
子育て支援制度	法令とは別の出産休暇	2.2	—	—	4.3	—	2.4	2.4	2.6	2.1	2.3	2.4
	育児休業	80.4	78.3	15.2	73.9	82.6	57.0	56.0	56.8	57.2	57.0	58.6
	託児所補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	2.2	4.3	—	—	—	2.1	1.6	1.4	2.1	2.3	2.1
	特になし	19.6	8.7	—	19.6	21.7	35.3	35.3	33.8	34.9	35.4	34.2
	無回答	—	—	—	—	—	6.3	6.4	5.6	6.0	6.1	5.8
その他	勤労者財形貯蓄	45.7	43.5	—	39.1	47.8	34.8	34.9	34.5	34.8	34.3	35.5
	社員持株制度	26.1	23.9	—	6.5	28.3	7.1	7.2	6.9	6.8	5.5	8.4
	保養所（宿泊施設）	17.4	15.2	—	13.0	19.6	9.2	9.0	9.2	9.3	8.9	9.7
	各種資格取得の補助	82.6	80.4	17.4	76.1	84.8	61.4	61.5	61.0	60.2	61.4	62.8
	法定を超える健康診断の受診	10.9	10.9	—	—	13.0	20.9	20.8	20.9	20.5	21.1	20.2
	レクリエーション	13.0	10.9	6.5	15.2	13.0	23.8	24.0	23.5	23.3	23.8	23.1
	その他	4.3	6.5	—	—	4.3	4.2	3.4	4.3	3.9	4.2	4.2
	特になし	10.9	—	—	10.9	13.0	19.2	9.0	18.2	19.2	19.3	18.6
	無回答	2.2	—	—	—	4.3	4.0	4.2	1.6	4.0	3.4	3.9

事業者もあると思われるが、コラム（別掲）の通り、比較的安い経費負担で従業員の福利厚生の充実化を図ることのできるサービスもある。また、住宅補助、介護、育児、健康づくり、年金への支援など、複数の福利厚生メニューから、従業員の一定の持ち点の範囲内（ポイント制）で必要なものを選択する仕組みの「カフェテリアプラン」も広がりをみせている。こうしたサービスを利用し、従業員の福利厚生の充実に取り組まれてはいかがだろうか。

従業員同士の心の交流を深め、社内の団結力を高める「社内パーティー」

ボーリング大会など、従業員が一緒に楽しめるレクリエーションを積極的に行う事業者も多い

5 福利厚生検討のポイント「最小のコストで最大の効果を生む」施策を

実際に福利厚生施策を検討する際には、以下のポイントを踏まえる。

①会社の費用負担を考え、最小のコストで最適の効果を生む施策を考える。

②多様化する従業員ニーズに対し、優先順位を付けるなど従業員の最大の満足を得られる施策を展開する。

③大企業にないユニークな施策で、従業員や求職者（募集対象者）にアピールする。

④施策の利用が一部に偏らないように、全社員が享受できる施策を考える。

⑤企業福利計画を作成する。
・中・長期的な視野で計画を立てる。
・計画は企業の経営計画の中に組み込む。
・計画段階から従業員の参画を促し、労使双方の相互理解を深める。

⑥外部との共同化・提携を図る。
・国・地方公共団体、政府機関などから補助金、助成金などを受けて実施。
・同じ業種や同じ地域の企業が共同で実施。
・公的福利厚生施設などの利用。
・会員組織であるリゾート、体育、住宅などの団体の法人会員に加入。

コラム「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を活用して福利厚生を充実させましょう

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」（図）は、中小企業と大企業との福利厚生の格差を是正するため、厚生労働省の中小企業勤労者総合福祉推進事業に基づき、地域の自治体（市区町村）が中心となって設立し、中小企業が単独では実施しがたい総合的な勤労者福祉事業を行う団体です。

図　中小企業勤労者福祉サービスセンターの概念図

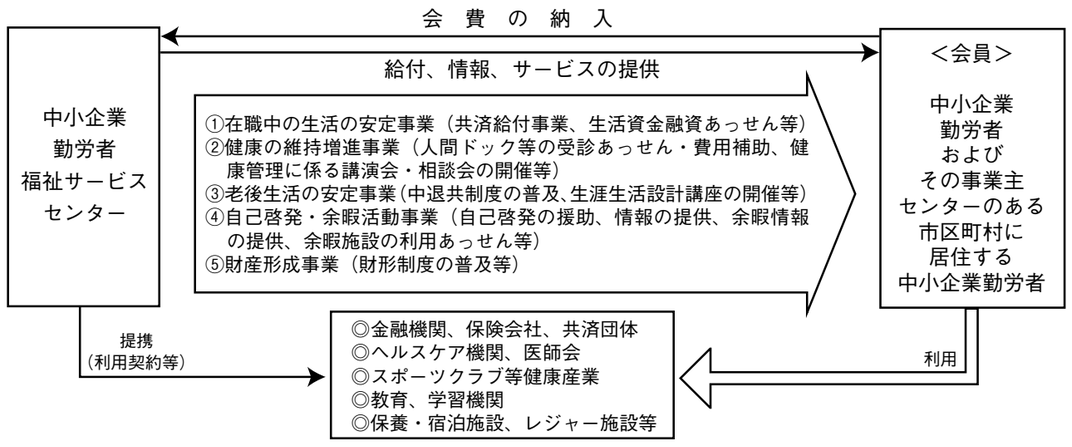

※事業内容は各サービスセンターにより異なるため、直接お問い合わせください。

■同サービスセンター入会のメリット

＜事業主＞

・自社の事務負担を増やさずに事業内容の充実を図り、しかも、自社単独で実施するより、安い経費負担で従業員の福利厚生の充実が図れます。

＜勤労者＞

・共済給付のみならず、人間ドック等の受診あっせん・費用補助、旅行や各種施設の利用あっせん等、享受できる福利厚生メニューが広がります。

■同サービスセンターに関する問い合わせ先

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課勤労者福祉事業室援助係

☎03-5253-1111（代表）（内線：5529）

また、最寄りの市区町村にもご照会ください（同センターや類似の事業を実施している自治体もあります）。

トラックステーション（TS）お盆休業案内

（令和元年7月11日現在）

TS名	運行情報センター	福祉施設	
札　幌	平常通り運営	食　堂	平常通り営業
苫小牧	平常通り運営	食　堂	平常通り営業
青　森	8月 9日（金）17:15～8月13日（火） 8:30		
仙　台	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	食　堂 シャワー	8月10日（土）15:00～8月19日（月） 8:00 8月 9日（金）16:30～8月19日（月） 9:00
白河の関	8月 9日（金）17:30～8月19日（月） 8:30	コインシャワー・コインランドリー・休憩室	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00
茨　城	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00		平常通り営業
矢　板	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	食堂・浴室・女性用シャワー・コインランドリー	8月10日（土）21:00～8月19日（月）11:00
大　宮	8月12日（月）20:00～8月19日（月） 9:00		平常通り営業
東　神	8月12日（月） 9:00～8月12日（月）17:00		平常通り営業
新　潟	8月 9日（金）19:00～8月19日（月） 8:00	シャワー	8月 9日（金）18:30～8月19日（月） 8:00
金　沢	8月13日（火）17:00～8月19日（月） 9:00		平常通り営業（24時間営業）
浜　松	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	食堂・売店 浴室・宿泊・仮眠	8月12日（月）14:00～8月16日（金）11:00 8月12日（月）10:00～8月16日（金）12:00
安　城	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	食　堂 シャワー・コインランドリー	◎短縮営業　8月12日（月）～16日（金）10:00～18:00 平常通り営業（24時間営業）
名古屋	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00		福祉施設　休業中
亀　山	8月12日（月）17:00～8月16日（金）10:00	食堂・宿泊・仮眠 売店・浴室	8月12日（月）14:00～8月16日（金）10:00 8月12日（月）17:00～8月16日（金）10:00
彦　根	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	食堂・宿泊・浴室	8月 9日（金）21:00～8月19日（月） 8:00
大　阪	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00		平常通り営業（24時間営業）
奈良・針	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00	休憩室・コインシャワー・コインランドリー	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00
岡　山	8月10日（土）17:00～8月16日（金） 9:00	食　堂 その他施設	8月 9日（金）18:00～8月16日（金）11:00 8月10日（土）16:00～8月16日（金） 8:00
尾　道	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 8:30	シャワー・トイレ・洗濯機 コンビニエンスストア	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 8:30 平常通り営業（24時間営業）
三　次	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00	食堂・浴室	8月10日（土）14:30～8月16日（金）11:00
北九州	8月 9日（金）17:00～8月19日（月） 9:00	シャワー・ランドリー	平常通り営業（24時間営業）
鳥　栖	8月 9日（金）17:00～8月15日（木） 9:00	食堂・浴室・宿泊	◎短縮営業 8月10日（土）～8月15日（木）10:00～21:00 （ラストオーダー20:30）
諫　早	8月10日（土）20:00～8月16日（金）10:00	食　堂 浴　室 宿　泊	8月10日（土）14:30～8月16日（金）10:00 8月10日（土）20:00～8月16日（金）10:00 8月10日（土）10:00～8月16日（金）15:00
大　分	8月10日（土）17:00～8月16日（金） 8:00	食堂・休憩室・シャワー・ランドリー	8月10日（土）17:00～8月16日（金） 8:00
宮　崎	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00	シャワー	8月 9日（金）17:00～8月16日（金） 9:00
鹿児島	8月13日（火）17:30～8月16日（金） 8:30	休憩室・コインシャワー	8月13日（火）17:30～8月16日（金） 8:30

TS名	給油所
青　森	8月10日（土）19:00 ～ 8月12日（月） 8:00
大　宮	平常通り営業
新　潟	8月10日（土）19:00 ～ 8月12日（月） 8:30 ◎短縮営業 8月12日（月）～15日（木）8:30～17:00
金　沢	◎短縮営業 8月13日（火）～15日（木）8:00～19:00 （3時間短縮）

TS名	給油所
岡　山	8月10日（土）18:00 ～ 8月12日（月） 8:00 ◎短縮営業 8月10日（土）、 13日（火）～15日（木） 8:00～18:00
尾　道	平常通り営業
三　次	8月10日（土）20:00 ～ 8月16日（金） 7:00
北九州	平常通り営業

詳細は、直接各運行情報センター等へお問い合わせください。

安全運行のオアシス　トラックステーション

全国27か所のトラックステーション（TS）は

トラックドライバーの安全運行を支える、

長距離運行に欠かせない

休憩施設です。

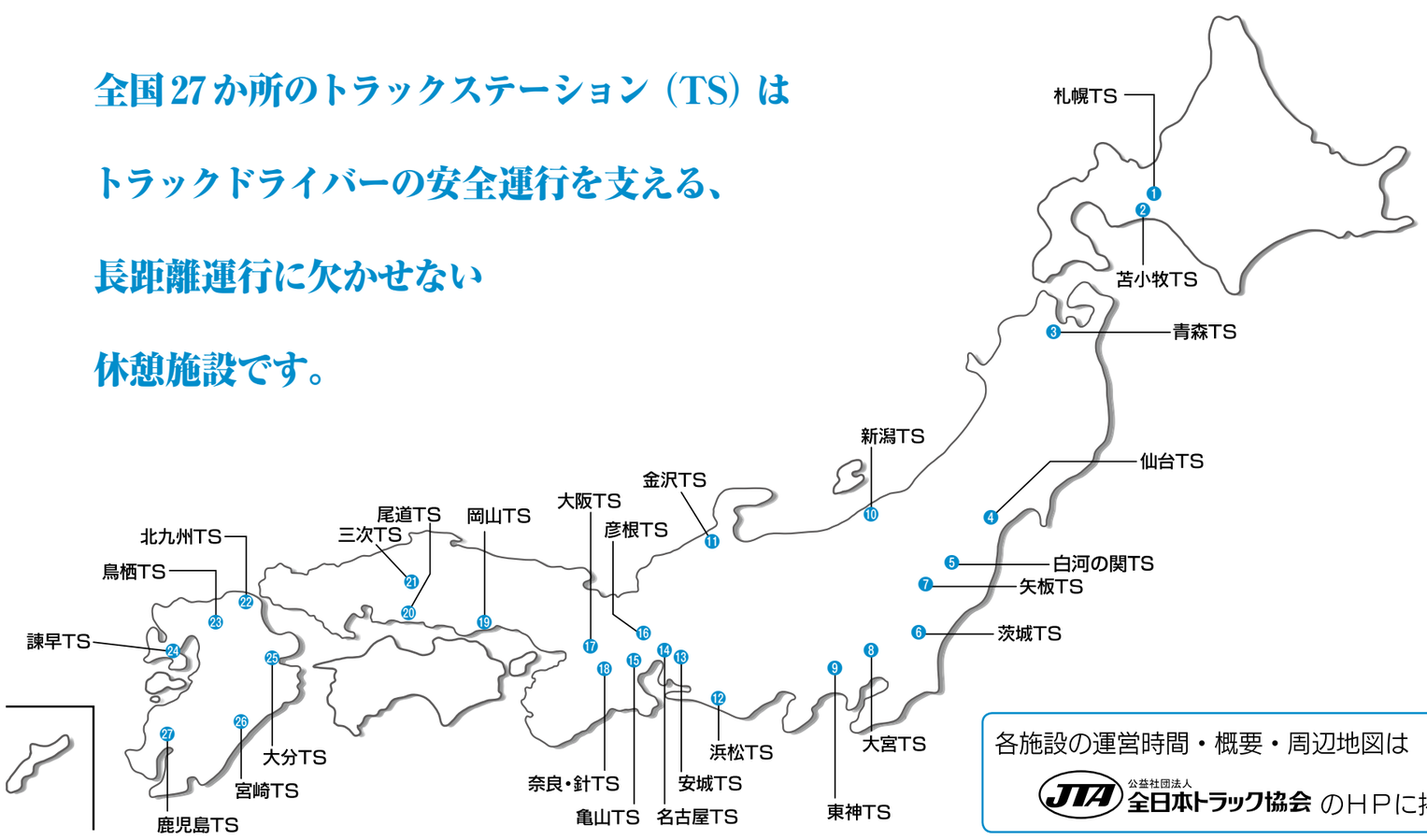

各施設の運営時間・概要・周辺地図は

公益社団法人 全日本トラック協会 のHPに掲載

携帯でもご覧いただけます

	名称	所在地	電話番号	駐車台数
1	札　幌	北海道札幌市厚別区厚別東５条 1-1-2	011-897-9101	39
2	苫小牧	北海道苫小牧市ウトナイ北 11-11-33	0144-55-7491	80
3	青　森	青森県青森市大字荒川字品川 110-1	017-729-2000 (公社)青森県トラック協会	41
4	仙　台	宮城県仙台市宮城野区苦竹 4-1-15	022-232-9336	39
5	白河の関	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針 15-1	0248-21-7167	45
6	茨　城	茨城県小美玉市西郷地字新田 1390	0299-48-3455	30
7	矢　板	栃木県矢板市乙畑 440-2	0287-48-1919	46
8	大　宮	埼玉県さいたま市西区三橋 6-699-1	048-623-6815	41
9	東　神	神奈川県大和市上草柳 588	046-261-1100	97
10	新　潟	新潟県新潟市西区山田 196-1	025-233-6961	52
11	金　沢	石川県金沢市千木町ル 21-1	076-257-2755	45
12	浜　松	静岡県浜松市東区流通元町 2-3	053-421-5311	116
13	安　城	愛知県安城市尾崎町大縄 19-1	0566-98-8823	74
14	名古屋	愛知県名古屋市港区藤前 3-601	052-303-2188	97
15	亀　山	三重県亀山市小野町桜口 586-4	0595-82-3935	82
16	彦　根	滋賀県彦根市鳥居本町字むさ満 2337-1	0749-26-0156	45
17	大　阪	大阪府寝屋川市木屋元町 20-1	072-832-2362	80
18	奈良・針	奈良県奈良市針町 487-1	0743-82-0622	60
19	岡　山	岡山県岡山市中区倉富 285-19	086-277-4055	53
20	尾　道	広島県尾道市高須町字才ケ久保 21193-3	0848-46-1882	37
21	三　次	広島県三次市西酒屋町船所 1468	0824-63-0025	30
22	北九州	福岡県北九州市小倉北区東港 1-3	093-581-5031	70
23	鳥　栖	佐賀県鳥栖市永吉町字来帰り 617-1	0942-83-7035	48
24	諫　早	長崎県諫早市貝津町 1051-12	0957-26-8228	45
25	大　分	大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口 6045-2	097-597-6233	43
26	宮　崎	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中 1765-1	0983-33-0880	18
27	鹿児島	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19 （流通業務団地内）	099-281-5960	50

※駐車台数は大型車とトレーラの台数の合計。なお、諫早TSは5台の中型車を含む。

▶全ト協助成制度活用事例特集◀

③準中型免許取得助成事業

若年層ドライバーの仕事の幅を広げる「準中型免許」

助成事業を活用し　業界未経験の若者を戦力に育てる

本紙4月1日号で既報の通り、全日本トラック協会では今年度も、トラック運送事業者の健全な発展に資する各種助成制度を実施します。本特集では3回にわたり、全ト協による助成制度を活用したトラック運送事業者による事例を紹介しています。

最終回となる今回は、トラック運送業界未経験の若者を採用し、「準中型免許取得助成事業」を積極的に活用して準中型免許を取得させ、若年層の戦力化に取り組んでいる、井上運輸倉庫株式会社（大阪府大東市）の事例を紹介します。

井上運輸倉庫株式会社（大阪府大東市）

経験の浅い若年ドライバーに安全への意識を深めてもらうために、安全ミーティングなどを通じて若年ドライバーへの安全教育に力を注ぐ

労働力不足が進み人材獲得が難しく　未経験の若者を育てる方向に舵を切る

井上　算
代表取締役

井上運輸倉庫㈱（井上算代表取締役）は、昭和50年に井上社長の父親である井上寛氏（現・会長）によって設立された運送会社である。井上社長は、大学卒業後16年間高等学校の保健体育の教員として勤務していたが、平成16年に同社に入社。21年に同社の社長に就任している。なお、同社では主に印刷物や買い物カゴ、車いすなど介護用品の輸送を行っている。

さて、同社のドライバーの平均年齢は48歳となっているが、30代・40代といった働き盛りの世代のドライバーが少ないのが悩みの種になっているという。

「当社ではこれまで、当社で働く従業員からの紹介で入社してきたドライバーが多いのですが、労働力不足が加速する中で人材の獲得競争は激しさを増しており、当社でもドライバーの確保に苦労しています。そのため、当社ではトラック運送業界未経験の方も積極的に雇用し、育成していくことで、労働力確保に繋げていこうとしています」（井上社長）

業界未経験の若年層を積極的に採用していく方向に舵を切ったことで、同社では20代のドライバーが増加傾向にある。現在、同社には21人のドライバーが在籍しているが、20代の若年ドライバーはそのうち4人（20歳3人、29歳1人）となっている。なお、4人のうち、20歳のドライバー1人は同業他社から同社に移籍してきたが、他の3人は業界未経験で同社に入社している。

準中型車に乗務することで給与アップ　待遇向上をPRして免許取得を促す

同社では、準中型免許で乗務することのできる2トンバン車㊤や2トン冷凍車㊦などの車両を保有している

さて、業界未経験で同社の求人募集に応募してくる若者の中には、普通自動車免許を持っていない人もめずらしくないという。

同社では、普通免許に関しては本人の費用負担で入社時に取得してもらい、入社後に準中型以上の免許を取得する際には会社が費用を負担するようにしている。

運転免許のない状態で入社した若年層の従業員に対しては、同社ではまずスーパーマーケットなどに運ぶ買い物カゴの洗浄の仕事に就いてもらうようにしている。そして、午後3時からは自動車教習所に通ってもらい、普通免許を取得してもらう。普通免許を取得すれば、配送の仕事ができるようになる。

しかしながら、同社が保有する普通免許のみで運転できる車は、ワゴン車2台しかない。また、ワゴン車による輸送はトラックによる輸送ほど荷物量が多くはないため、トラックドライバーに比べて勤務時間は短く、その分給与も安くなってしまう。一方、準中型免許を取得すれば、2㌧バン車など10台の車両に乗務することができるようになり、それだけ仕事の幅も広がる。そのため、普通免許のみのドライバーに対しては「普通免許から準中型免許、中型免許、そして大型免許とステップアップしていくことで、給与も上がっていく」と説明し、免許取得を促している。

「普通免許のみを取得している若年層のドライバーが準中型免許を取得し、スキルアップを実現することで、会社としては将来の飛躍に繋がる貴重な戦力となります」（同）

「時間をかけて根気強く」教育することで　若年従業員の仕事への姿勢は変わる

現行の免許制度がスタートする前は、普通免許を取得することにより車両総重量5㌧未満の車両を運転することができた。29年3月の現行制度への移行により、普通免許保有者は自動的に「5㌧限定準中型免許」に移行し、車両総重量5㌧未満の車両には引き続き乗ることができる。しかし、車両総重量5㌧以上7・5㌧未満の準中型車両を運転する場合には、5㌧限定準中型免許の限定解除講習（4時限）を指定自動車教習所で受講するなどして、限定を解除する必要がある。同社で最初に準中型免許取得助成事業（コラム参照）の助成金を活用して準中型免許を取得したドライバー（平成30年度申請分）については、このような形で限定解除を行い、準中型免許を取得することができた。

一方、現行制度下で普通免許（車両総重量3・5㌧未満の自動車を運転可能）を取得した場合、以前の制度の時のように車両総重量5㌧までの車両を運転することはできない。車両総重量3・5㌧以上7・5㌧未満の車両を運転するためには、準中型免許の取得が必要となる。準中型免許の取得に際しては、指定自動車教習所で技能教習13時限・学科教習1時限を受講した上で、運転免許試験場で適性試験に合格する必要がある。同社では31年度も同事業による助成金の申請を行っているが、今回助成金を受けるドライバーは現在保有している普通免許に加えて、新たに準中型免許を取得する形になるという。

さて、準中型免許を取得したばかりのドライバーは、まだ準中型自動車の運転に慣れていない。そのため、同社では事故防止に向けた安全教育を積極的に実施している。

同社では、定期的にドライバーによる安全ミーティングを行い、安全意識高揚に繋げている。

「若年ドライバーの仕事ぶりをみると、例えば走行ルートを前日のうちに調べない、納品の仕方に細やかな気配りが足りない、運転操作などでもちょっとしたミスが多いなど、やや慎重さに足りない部分が見受けられます。しかし、そうした彼らの良くないところを強い口調で指摘したり、罵倒したりするようでは、彼らはすぐ会社を辞めてしまいます。入社した当時はあいさつもしないような若年従業員もいましたが、根気強く丁寧に教えていくことで、彼らの心構えは次第に変わり、安全ミーティングなどの際にも自分の意見を述べるようになってきます。例えば、当社では車両を後退させる際に、ハザードランプを点滅させるとともに、バックにギアを入れて即座に後退を始めるのではなく、ギアを入れてから3秒待ち、バックアイカメラの映像がモニターに映ってから、モニターで車両後方の安全を確認しながら後退するようにしています。これは、若年ドライバーからの意見を採用し、会社全体で始めた取り組みです。『時間をかけて根気強く人づくりをしていくこと』、これが若年従業員の育成には大切だと思います。高校教師として生徒たちを指導してきた頃の経験が、現在に活きているような気がします」（同）

若年層の戦力化が会社の将来を切り拓く　事業継続の一助となる助成制度の活用を

同事業を活用し、業界未経験で入社してきた若年層のドライバーの戦力化を進めている同社。最後に、同事業の有用性について、井上社長に聞いた。

「会社にとってもドライバー本人にとっても、将来の成長に繋げることのできる同事業を活用しなければ、トラック協会の会員になっている意味はないといっても過言ではないと思います。同事業に限らず、自社の利益に繋がる様々な助成を活用していくことが、我が国の物流を守るトラック協会会員事業者が事業を継続させていく上では欠かせないのではないでしょうか」（同）

（取材協力）井上運輸倉庫㈱　井上　算代表取締役

井上運輸倉庫㈱

本社所在地	大阪府大東市諸福 5-13-4
代表者	代表取締役　井上　算
設　立	昭和 50 年 9 月 1 日
資本金	1,400 万円
社員数	33 人（うちドライバー 21 人）
車両数	23 台

コラム

平成31年度　準中型免許取得助成制度のご案内

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が運転者として採用した若年者（高等学校新卒者等）の準中型免許取得に対する支援を行います。

【助成対象】

以下の準中型免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用（事業者が負担した場合に限る）

①準中型免許の取得（普通免許取得後の取得を含む）

②5トン限定準中型免許の限定解除

※なお、助成額、条件、申請方法等の詳細については、所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

・助成金の申請について…各都道府県トラック協会

・事業内容について…

（公社）全日本トラック協会　経営改善事業部　☎ 03-3354-1056

いすゞ自動車(株)グループ
株式会社 アイ・シー・エル　〒140-0013 東京都品川区南大井3-26-7 ICLビル　お客様相談窓口　TEL.03-3763-6481　http://www.i-c-l.co.jp

グリーン経営認証で環境にやさしい取組を！

認証取得後８トン以上のトラックで 3.2%の燃費向上、車両故障件数 18.8%減少。
交通事故発生件数 24.9%減少など（グリーン経営認証取得による効果・2017 年版より）環境改善にとどまらない効果。

グリーン経営認証制度とは：

グリーン経営は、国土交通省の「環境行動計画」の政策となっている環境マネジメントシステムです。その認証制度は、グリーン経営推進マニュアルに基づき環境問題に取組む事業者（トラック、バス、タクシー、倉庫、港湾運送、旅客船、内航海運）を、当財団が第三者認証機関として認証登録するものです。

認証取得に向けた講習会のご案内

対象業種	日　時		場　所	主催	問合せ先
トラック バス・タクシー	8月19日（月）	13時30分～16時30分	（一社）香川県トラック協会 安全研修センター 3階 香川県高松市福岡町3-3-6	四国運輸局	四国運輸局 交通政策部環境・物流課 ☎087-802-6726
トラック バス・タクシー	8月23日（金）	13時30分～16時30分	（一社）茨城県トラック協会 研修室4 茨城県水戸市見川町2440-1	関東運輸局	エコモ財団 グリーン経営講習会係 ☎03-3221-7636
トラック バス・タクシー	9月　9日（月）	13時30分～16時30分	（公社）新潟県トラック協会 新潟県トラック総合会館 6階 大研修室 新潟県新潟市中央区新光町6-4	北陸信越 運輸局	
トラック バス・タクシー	10月頃	―	埼玉県内※	関東運輸局	

講習会は、エコモ財団の担当者がグリーン経営について説明します。既に認証登録をされている事業者の皆様の参加も可能です。
※講習会開催日の約1か月前より参加者募集を開始する予定

「出前説明会」受付中！　荷主企業や元請物流事業者が、協力会社向けに開催する社内講習会等に当財団の担当者が出向き、グリーン経営について説明する取組です。

グリーン経営ホームページ　https://www.green-m.jp/
「認証基準」、「取組事例」、「出前説明会」など 詳細は グリーン経営 で 検索

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団　〒102-0076　東京都千代田区五番町10番地五番町KUビル３階
（略称：エコモ財団）　☎03-3221-7636 http://www.ecomo.or.jp

ほんのヒトコマ ［第46回］ 前川しんすけ

あと1年…今（たぶん）研究されていると思われる
マラソンのロボットペースメーカー…！

法令○×クイズ ～合図編～

【解答】3面に問題

❶ ×（道交法施行令第21条）右左折するときは、右左折しようとする地点から30メートル手前の地点に達したときに合図をしなければならない。

❷ ×（道交法施行令第21条）進路変更をするときは、その行為をしようとするときの３秒前に合図する。

❸ ×（道交法施行令第21条）転回するときは、転回しようとする地点から30メートル手前の地点に達したときに合図をしなければならない。

❹ ×（道交法第53条第1項）左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をしなければならない（制動灯の点灯が合図となる）。

❺ ○（道交法第53条第1項）右左折や進路変更等で合図をしたときは、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

「引越安心マーク」申請受付

申請期間7月22日(月)～8月5日(月)

全日本トラック協会は、「2019年度引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」の認定申請を7月22日(月)～8月5日(月)（当日消印有効）の期間、郵送で受け付ける。

申請に際しては、新規申請の場合は申請書類を全ト協ホームページ（HP）よりダウンロードし、必要書類とともに郵送する。また、更新申請の場合は、全ト協より郵送された申請書様式に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送する。

申請の詳細や申請料・審査手数料、申請書送付方法については、全ト協HPに掲載されている案内を参照のこと。

引越安心マーク

全ト協 令和２年度税制改正・予算に関する要望項目

税制改正関連要望項目

1．自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
(1)一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止
(2)自動車税における営自格差見直し反対
(3)自動車重量税の道路特定財源化

2．特例措置の延長
(1)物流総合効率化法に基づく特例措置の延長
(2)少額資産即時償却の延長
(3)地方拠点強化税制の延長

3．トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用

予算関連要望項目

1．高速道路料金の更なる引下げ
(1)営業用トラックに係る割引制度、料金体系の設定
(2)本四高速等における割引制度の拡充

2．働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の拡充

3．道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現
(1)「重要物流道路」における機能強化の推進、高速道路ネットワークの整備推進及びミッシングリンクの解消
(2)安全対策の推進
(3)高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの活用及び整備・拡充
(4)渋滞対策の推進
(5)ETC2.0によるサービスの充実
(6)ダブル連結トラックの本格展開、隊列走行・自動運転の推進等物流効率化のための取組推進
(7)高速道路と民間施設を直結する民間施設直結スマートIC制度及び中継拠点の設置やSA・PAの活用による中継輸送の推進
(8)冬期における道路交通の確保及び道路事情を勘案した料金の設定

4．環境対策及び省エネ対策のための補助
(1)石油石炭税の「地球温暖化対策のための課税の特例」に係る補助の継続
(2)天然ガストラックの普及に係る補助

5．交通安全対策のための補助
(1)ASV（先進安全自動車）関連機器の導入に対する補助の拡充
(2)デジタル式運行記録計、ドライブレコーダ等運行管理支援機器の導入に対する補助の継続及び拡充

6．フェリー等利用に対する補助・助成制度の創設

7．下関北九州道路の早期実現

食の新旧街道を行く ―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家
向笠 千恵子

157 「郷土の味②」成鶏のうま味、高浜のとりめし

コンビニの人気者は「鶏から」こと鶏の唐揚げ。宮崎のチキン南蛮、大分のとり天など、ご当地鶏料理も有名になった。

味の幅が広いのは名古屋圏。ブランド地鶏・名古屋コーチンを擁するせいか、育種や品種改良が盛んで、卵を産まなくなった『成鶏』を活用する料理も研究されてきた。ヒット作は手羽先の唐揚げだが、ご飯物にも逸品がある。

それは、愛知県南部・三河エリアの「高浜のとりめし」。高浜市は細い衣浦湾を挟んで対岸は知多半島。三州瓦の産地として知られるが、もう一つの名物がとりめしで、市内の20軒以上もの店で食べられる。

この料理の起源は日露戦争の時代にさかのぼる。当地から従軍した男性が鶏の孵化技術を持ち帰ったのをきっかけに、吉浜地区で卵生産の養鶏が盛んになったのだ。そのぶん、卵を産まなくなった御用済みの鶏も増えてくるわけで、これをおいしく食べる工夫がとりめしなのである。

成鶏の肉は硬いから、薄切りやみじん切りにして口当たりをよくし、三河特産の「たまり醤油」と砂糖、鶏脂でしっかり煮込んで、炊きたてご飯にさっと混ぜ込む。ただそれだけの素朴なご飯物なのだが、成長しきった鶏ならではの濃いうま味がご飯によくなじむ。そのうえ、豆味噌からこぼれたしずくである「たまり」のピュアなコクが風味をプラスしているから、さらにおいしい。

吉浜地区には、美術館を併設した人形店やレトロな飲食店が並ぶ一角があり、たとえばカフェ「ぽっぽっぽ」は昼のメニューにとりめしを取り入れ、家庭的な味わいで人気。一方、古風な佇まいの老舗仕出し屋「魚松」のパック詰めは、細かく刻んで甘じょっぱく煮込んだ鶏肉が県産米のご飯にしっかりからまっている。

（むかさ・ちえこ）

トラック運送事業者のための 経営のヒント

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

第236回 エンドユーザーこそが「真荷主」

「ホワイト物流」推進運動が繰り広げられている。荷主企業の一部には最近、リードタイムの延長などに取り組む動きがみられるようになってきた。リードタイムの延長は、「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストにも記載されている。ドライバーが適切な休息や休憩を取るために必要なリードタイムを設定するように、発荷主と着荷主に求めるものである。

だが、リードタイムを延長しようとしても、なかなか難しいのが実態のようだ。リードタイムの延長に取り組む際には2つのネックがある。1つは、「物流担当者と購買（仕入れ）や営業担当者との温度差」であり、もう1つは、「サプライチェーン全体としての共通認識が必要」という点である。

発荷主、着荷主にかかわらず荷主企業で物流を担当する人たちは、日常の業務を通して「物流危機」を実感している。そこで「安定した物流を維持するには、ドライバーをはじめ物流従事者の労働条件を改善し、運送会社が人材を確保できるようにしなければならない。その方策の1つがリードタイムの延長」、という認識がある。だが、発荷主も着荷主も、営業担当者や購買（仕入れ）担当者には、そうした意識が希薄だ。

さらに、サプライチェーンという関係が絡んでくる。特に着荷主は、仕入先（発荷主）よりもその先の取引先（販売先）を大事にする。そのため、自社から販売先に対してリードタイムの延長はなかなか切り出せない。また、販売先とのリードタイムが現状のままなのに、自社が発注して仕入れる商品のリードタイムだけが延長されれば、供給連鎖の中で受発注のタイムラグによるリスクを自社で負わなければならない。販売先からの緊急追加注文に対応して販売機会喪失を少なくするためには、自社の在庫を増やすことになるので反対となる。このように、リードタイムの延長にはサプライチェーン全体での取り組みが必要だ。

リードタイムの延長に取り組もうとしている、あるメーカーでは、販売先の問屋の一部が、その先の小売店との関係からリードタイムの延長に反対している。さらに小売店は、小売同士の競争から反対だ。すると「小売店の顧客である一般消費者、すなわち世論に訴えて、物流問題に関心をもってもらわないと解決できないのではないか」という思いもあるようだ。

では、エンドユーザーには誰が訴えていくべきなのか。それはトラック運送業界であろう。そこまで荷主に求めるのは酷である。サプライチェーンのなかで、エンドユーザーこそ「真荷主」と認識し、一般社会に向けた広報戦略が必要である。

平成 30 年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業
補助対象事業者には、導入費の1/2補助されます
7月17日より2次公募受付開始!!
※補助金の交付には審査があります
タコグラフマネージャで稼働集計作業が約75%削減
お役立ち機能が盛り沢山!
稼働 / 休止 自動解析
改善基準告示 適否判定
運転日報 自動作成
稼働状況 月単位で集計
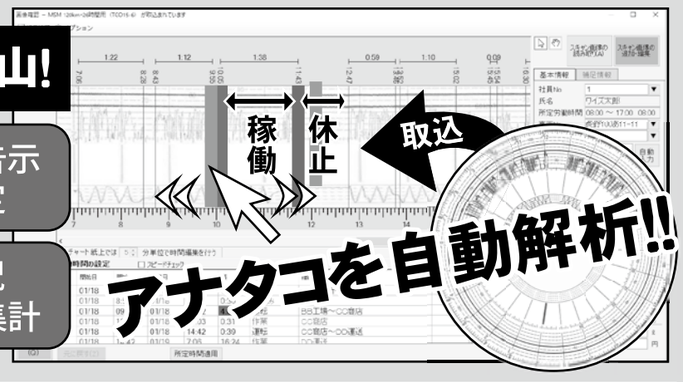

〈開発元〉wise 株式会社ワイズ TEL：026-266-0710 MAIL：info@wise.co.jp
〈販売元〉wisePDS ワイズ公共データシステム 株式会社 TEL:026-232-1145 MAIL:info@wise-pds.jp
タコグラフマネージャの詳細は、当社ホームページを ご覧ください。▶▶▶

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会まで1年　大会本番並みの「交通量一律10%減」目指して

7月24日(水)・26日(金)等に東京圏で大規模通行制限を実施

来年夏に開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の円滑な運営を期する観点から、東京都、国および同大会組織委員会が推進する「2020TDM推進プロジェクト」では今夏、「東京圏の広域における一般交通について、大会前の交通量の一律10%減を目指す」等の大会本番並みの目標を掲げ、首都高速道路および一般道（環状七号線内側）における流入規制等を試行する予定です。

トラック運送業界が同大会の円滑な運営に寄与するためには、トラック運送事業者が荷主と情報を共有し、「納品時期の変更」「混雑時間・地域の回避・迂回」等の取り組みについて荷主の理解と協力を得ることが必要となります。

『広報とらっく』では、前号（**7月1日号**）に引き続き、同流入規制等の情報について紹介します。トラック運送事業者の皆様には、期間内における交通量減少の実現に向けて早めの対応をお願いします。

流入規制等の実施日・箇所・内容

大会開催が1年後に迫り、「2020TDM推進プロジェクト」では都内の交通混雑緩和に向けた取り組みを総合的にテストする期間を設ける（図1）。

流入規制等の対象箇所は図2の通り。

①高速道路において終日実施する対策

都心部への交通量抑制のため、都心方向への高速道路における11か所の本線料金所で、開放レーン数を終日制限する。また、選手村予定地周辺等の4つの入口については、大会期間中には交通規制の形態等から大会関係車両専用となるため、終日閉鎖となる。

②一般道路において実施する対策

都心部への流入交通量を減少させるため、環状七号線の信号機について、午前5時から正午にかけて、都心方向への青信号の表示時間の短縮等を実施する。

③高速道路において交通状況に応じて段階的に実施する対策

交通混雑が発生しやすい箇所において交通状況をモニタリングし、一定の交通量を超えた時点で、渋滞を未然に防ぐために効果的な入口を閉鎖する（対象となる入口は圏央道内側の50か所）。交通量が増加し続ける場合は、入口閉鎖の場所を追加対応する。閉鎖の解除については、交通状況に鑑み、渋滞等の発生する恐れがなくなった際に実施する。

図1　東京2020大会交通対策テストの実施日

2019カレンダー

スムーズビズ推進期間 7/22～9/6（混雑緩和に向けたテストの期間）
集中取組期間❶ 7/22～8/2（オリンピック期間に相当）
チャレンジウィーク 7/22～7/26（各社のピークを合わせる期間）
集中取組期間❷ 8/19～8/30（パラリンピック期間に相当）

日	月	火	水	木	金	土
7/14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24（交通規制実施日）	25	26（交通規制実施日）	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23（交通規制実施日）	24
25（開閉会式テスト）	26	27	28	29	30	31
9/1	2	3	4	5	6	7

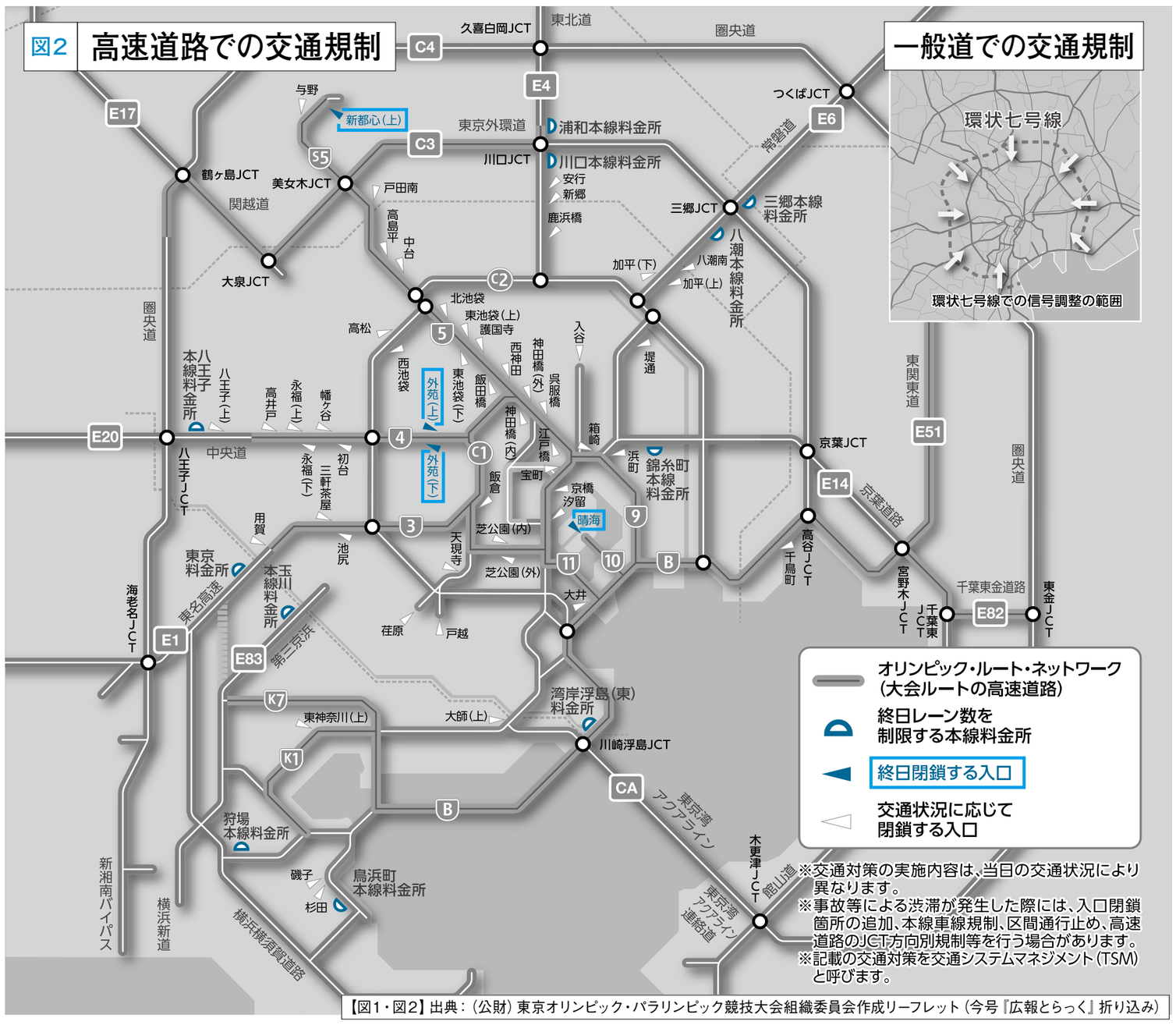

【図1・図2】出典：（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会作成リーフレット（今号『広報とらっく』折り込み）

【終日閉鎖する高速道路入口】

◎4号新宿線▷▷▷▷▷▷▷外苑（上り、下り）
◎10号晴海線▷▷▷▷▷▷▷晴海（下り）
◎埼玉新都心線▷▷▷▷▷新都心（上り）

実施する対策

都心部への流入交通量を減少させるため、環状七号線の信号機について、午前5時から正午にかけて、都心方向への青信号の表示時間の短縮等を実施する。

③高速道路において交通状況に応じて段階的に実施する対策

交通混雑が発生しやすい箇所において交通状況をモニタリングし、一定の交通量を超えた時点で、渋滞を未然に防ぐために効果的な入口を閉鎖する（対象となる入口は圏央道内側の50か所）。交通量が増加し続ける場合は、入口閉鎖の場所を追加対応する。閉鎖の解除については、交通状況に鑑み、渋滞等の発生する恐れがなくなった際に実施する。

【交通量の低減】	7月22日(月)～8月2日(金)、8月19日(月)～8月30日(金) ※交通量の低減への集中的な取り組みとして、車の利用を控えるなど、ご理解とご協力をお願いします。
【交通規制】	7月24日(水)・26日(金)、8月23日(金) ※8月23日は、7月のテスト結果により実施を判断します。

大会関係者を安全・円滑に輸送「交通システムマネジメント」

東京2020大会期間中は、選手をはじめとする大会関係者を安全かつ円滑に輸送することが大切です。そのため、大会期間中には、道路に流入する交通量を調整する「交通システムマネジメント（TSM）」が行われます。

TSMとは、交通需要マネジメント（TDM）により、全体の交通量を減少させた上で、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取り組みです。大会関係者を安全かつ円滑に輸送するため、都心エリアの交通量を減らし、本線料金所での通行制限や、交通量に応じた入口閉鎖等の規制を段階的に実施することで、オリンピック・ルート・ネットワークおよびパラリンピック・ルート・ネットワークの円滑な交通環境を生み出すこととしています。

全ト協

物流抑制に係る荷主への要請文作成

大会の成功に向けTDMの実効性を高めるには、トラック運送業界の取り組みだけでは実現不可能であり、荷主等関係者の相互理解を得ることが必要不可欠である。

このため、全日本トラック協会では、関東トラック協会（1都7県）とも連携し、東京都オリンピック・パラリンピック準備局および東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会輸送局との連名により、「大会期間中の物流抑制に係る荷主への要請文」を作成した。

なお、今号の『広報とらっく』に、東京都オリンピック・パラリンピック準備局が作成した大会期間中の物流抑制に関する広報用資料を折り込んでいる。

こちら広報室　四季折々 165

2019・7・15

▼今年は例年と比較し降雨量が多く、低温で湿度が異常に高い不快な日々が続き、気持ちまで滅入ってしまいます。そんな中、友人が急逝したとの連絡が入ったのは、7月梅雨の真っ盛りでした。▼かねて、体調不良を口にして病院に入院した際には、友人と励ましに行っていました。病院の4階最奥の4人部屋の窓側に彼は横たわっていました。私が「大丈夫か！早く元気になれよ」と声を掛けると、弱々しい声ながらベッドから半身を起こして、「まだまだ死ねないよ」と振り絞る声で生への執念を語っていました。窓外に見える山脈の残雪と山裾の新緑が鮮やかなコントラストを描き出していました。▼告別式に集まった人達は、一様に亡き友人への思いを静かに吐露して故人を偲んでいました。斎場を後にして、告別式に参列した友人と立ち寄ったのは「諏訪大社下社春宮」と「万治（まんじ）の石仏」でした。▼明歴3（1657）年、諏訪高島藩主の諏訪忠晴が春宮に石の鳥居を寄進するため、その命を受けた石工が巨石にノミを入れたところ、血が流れ出たと言います。石工は驚きながらも取りつかれたように一心不乱に巨石に阿弥陀如来仏を刻み、万治の石仏を建立したとのことです。▼万（よろず）の願い事を叶えるとの言い伝えがあり、多くの参拝者が訪れていました。それにしても、この石仏のユーモラスなお姿。瞑想にふける大きな目と団子っ鼻、小さな頭に反比例する大きな大きな体に、岡本太郎画伯が絶賛したのもさもありなんです。▼その後、中央本線の最寄り駅から特急あずさに乗車し、新宿に向かいました。車内で献杯したビールの味はいつになくほろ苦く、若き日に出会った彼との惜別の味という感じがしました。▼私達2人が座った4号車12番A・B席は車内の一番後列の席でしたが、頂度同列D席に妙齢の女性がいました。こちらと違い、華やいだうきうきした感じが見てとれました。▼2時間余で、電車は新宿駅10番線ホームに到着しました。先に席を立った女性がデッキに立ち、ドア越しに微笑む目線の先には、彼氏とおぼしき男性がホームに佇んでいました。ドアが開き、さっと手を繋ぎ階段を掛け上がる2人を、私達は微笑ましく見つめていました。そこには若さ溢れんばかりの生きるエネルギーを感じ取りました。▼その光景は、まるで1967（昭和42）年に制作され大ヒットした米国映画『卒業』を見ているようでした。大学を主席で卒業しながら虚無感に苛まれ怠惰な毎日を送る中、ついに真実の愛を知った主人公のダスティン・ホフマンが、結婚式場から花嫁キャサリン・ロスを奪い去るラストシーンが映画史に燦然と輝く名作です。▼友人を送ったその日は、出会いと別れを凝縮して感じた意味深い日となりました。人間の運命は、生を受けた瞬間から終末が定められたものとは言いながら、その日は果てしなく続く鉄道の「線路」に身を置き換えた自身がそこにいました！　（山崎薫）

新トラックモード搭載
9インチポータブルナビゲーション
2019年6月 NEW
大型通行禁止区分対応トラックモード
2019年最新ゼンリン地図16GB
準天頂衛星「みちびき」対応
DreamMaker PN0902BTP 40,500円(税込)
大型通行禁止区分対応新トラックモード搭載
重量制限 5.5t　車高制限 3.3m　車幅制限 2.2m　従来のトラックモード
NEW 大型通行禁止
トラックモードは「車高・車幅・重量」の車両情報を設定するだけで、トラックなどの大型車が通行できない道路を避けてルート案内をすることができます。
2019年モデルでは新たに「大型通行禁止区分」が対応となり、より的確なルート案内を実現します。
【制約事項】
特定時間のみ道路の一定ゾーンが通行禁止になる箇所は整備対象外となります。
超大型車（総重量20t以上、高さ3.8m以上など）を対象とした重さ・高さ指定道路規制は対象外。
普通車は通行不可の路線バスや貨物車のみが通行可能な道路の規制は整備対象外。
一般的制限を超える特殊車両・危険物積載車両・けん引車両を対象とした規制は整備対象外。
ドリームメーカー株式会社　〒305-0072 茨城県つくば市北中島363番地1　TEL 029-839-5671　http://www.dream-maker.co.jp/　営業時間：平日AM9:00～PM6:00

好評開催中！
SA・PAの食事をおトクに！
お食事スタンプカード
期間 2020.3.31(火)まで
〈特典クーポン有効期限 2020.4.30(木)〉
特典 税込750円以上のお食事で1スタンプまたはスタンプ引換券GET！
スマホスタンプ8個 または 引換券8枚集め対象メニュー1食無料！
みちまるくん
NEXCO 中日本
ご利用には NEXCO中日本スマートフォン向けアプリ
「わくわくハイウェイ」をインストール
中日本エクシス株式会社